

# 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」等の一部を改正する告示の公布について 環境省



環境省は、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の一部を改正する告示を2012年8月10日付けで公布しました。

これにより無害化処理の対象となるポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の範囲が拡大されます。改正の内容は、下記の通りです。

## (無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物)

改正前	改正後
第2項第1号 廃PCB等(電気機器又はOFケーブルに使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたものが廃棄物となったものに限る)	第2項第1号 廃PCB等のうち、次に掲げるもの イ 電気機器又はOFケーブルに使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたものが廃棄物となったもの ロ PCB濃度が5000mg/kg以下のもの(イに掲げるものを除く)
第2項第2号 PCB汚染物(微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったものに限る)	第2項第2号 PCB汚染物のうち、次に掲げるもの イ 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだPCBの量が5000mg/kg以下のもの(イに掲げるものを除く) ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているPCBの量が5000mg/kg以下のもの(イに掲げるものを除く) ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築・改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(以下、金属くず等)のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているPCBの量が5000mg/kg以下のもの(イに掲げるものを除く)
第2項第3号 PCB処理物(前2号に掲げる廃棄物を処分するために処理したのものに限る)	第2項第3号 PCB処理物のうち、次に掲げるもの イ 第1号イ又は前号イに掲げる廃棄物を処分するために処理したもの ロ 廃油のうち、当該廃油に含まれるPCBの量が5000mg/kg以下のもの(イに掲げるものを除く) ハ 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるPCBの量が5000mg/kg以下のもの(イに掲げるものを除く) ニ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるPCBの量が5000mg/kg以下のもの(イに掲げるものを除く) ホ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているPCBの量が5000mg/kg以下のもの(イに掲げるものを除く) ヘ 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているPCBの量が5000mg/kg以下のもの(イに掲げるものを除く) ト イからヘに掲げるもの以外のものであって、当該PCB処理物に含まれるPCBの量が5000mg/kg以下のもの

資料 2012年8月10日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 五月女欣央

### 食品中の放射性物質に係る基準値に対応した測定を行っています

平成24年4月1日より、食品中の放射性物質に係る基準値が適用されました。当社ではゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定や、NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータによるスクリーニング法により、この基準値に対応した測定を行っています。

